

# 令和8年度 地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産) 【文化芸術振興費補助金】募集案内(ダイジェスト版)

※今後の予算の成立状況等によっては、本募集案内の内容に変更が生じる場合((例)補助率の引き下げ等)がありますので、あらかじめ御了承のうえ、応募してください。

日本各地の多様で豊かな文化遺産は、その地域に暮らす人々の心のよりどころとして、また地域のコミュニティを形成する上で極めて重要なものです。確実に次世代に継承していくことが求められています。

本事業は、無形文化遺産を含めた地域の多様な文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開、人材育成など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に支援を行い、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的としています。

より詳細な内容については、文化庁のホームページに掲載されている  
「令和8年度 地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産)募集案内  
(詳細版)」をご確認ください。(右記リンク先、もしくは「[令和8年度 地域文化財総合活用  
推進事業](#)」で検索いただき、「4. 募集案内等」をご覧ください。)



[https://www.bunka.go.jp/seisaku/  
bunkazai/joseishien/chiiki\\_kasseika/  
r08\\_sogokatsuyo/94289501.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r08_sogokatsuyo/94289501.html)

## 応募書類の提出期限 令和8年1月19日(月)

※都道府県が事務局に提出する期限。実行委員会等から地方公共団体への提出期限とは異なります。

### ① 補助対象となる文化遺産の範囲 募集案内(詳細版)p1・p4~5

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産(伝統芸能・民俗芸能等)

※国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で対応可能な取組は補助対象外です。

また、そのほか国が実施する補助事業と重複して補助を受けることはできません。

### ② 補助対象事業 募集案内(詳細版)p4~5

本補助金は実行委員会等が企画し、主体的に実施する以下の事業が対象になります。

また、将来的に自立的な運営に結び付く事業内容である必要があります。

|             |   |
|-------------|---|
| 人材育成<br>事 業 | 地域の文化遺産を総合的に紹介するガイド等の人材育成<br><br>【代表的な取組例】<br>・地域の文化遺産を網羅的に紹介できる観光ボランティアガイドの養成<br>・ヘリテージマネージャーの養成   |
| 普及啓発<br>事 業 | 地域の文化遺産を普及啓発するための取組(発表会、展覧会、ワークショップ 等)<br><br>【代表的な取組例】<br>・地域の民俗芸能等を一堂に公開する取組<br>・地域の伝統工芸技術等の公開や普及のためのシンポジウム<br><br>※地域計画等を策定している市町村は、地域計画等の内容を踏まえた取組も補助対象です。<br>(地域計画等に基づく文化財をユニークベニューとして活用したイベントの開催 等) |
| その他事業       | 地域の文化遺産を活用した、地域活性化に資すると認められる取組  |

<補助対象外の例> 地域との関連性が認められない取組／準備・検討のみ等、年度内で事業の成果が見込めない取組／実行委員会等が主体的に企画・運営等を実施せず、業者に一括委託して行う取組／例年継続実施しているイベント等の予算の付け替えと認められる取組 等

※募集案内(詳細版)の「過去に不採択となった取組の具体例」(p6~7)もあわせてご確認ください。

### ③ 補助事業者(補助の対象となる者) 募集案内(詳細版)p2・p11

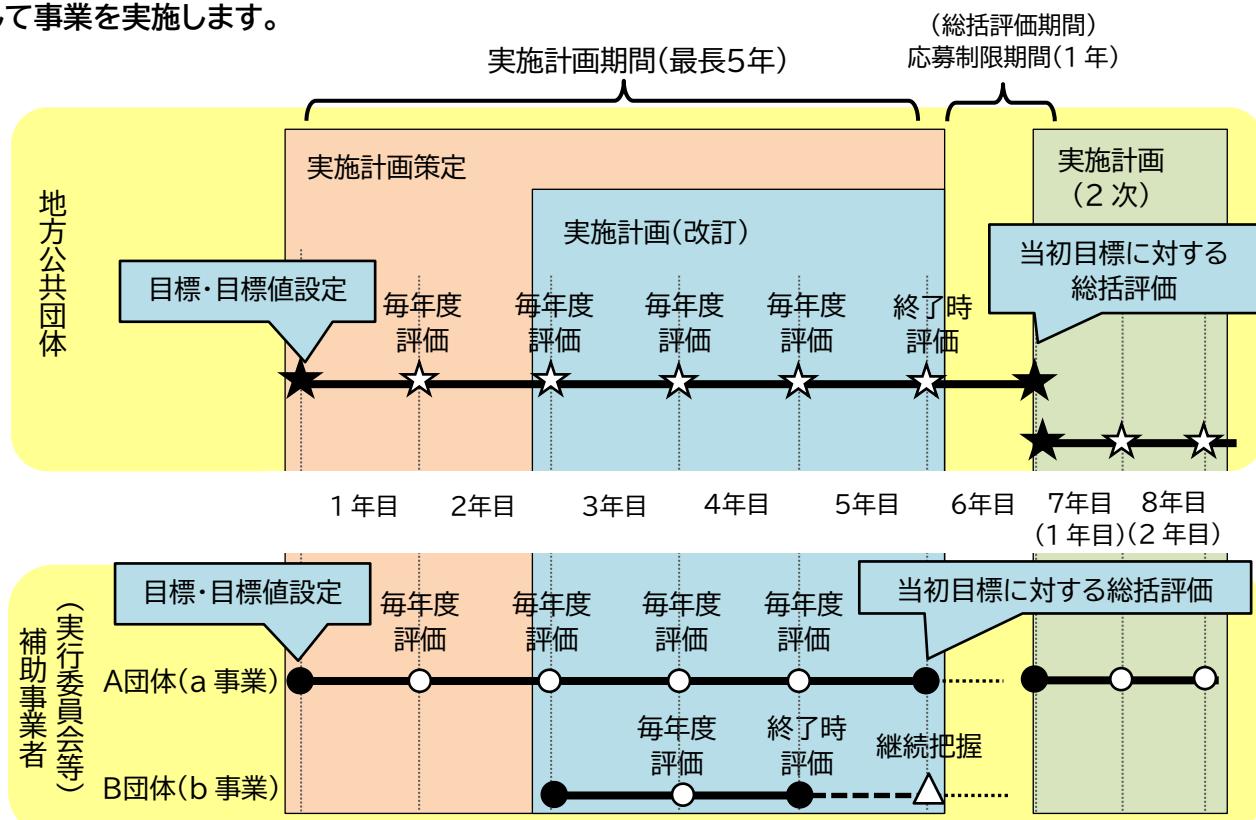
地域の文化財の所有者や保護団体(保存会)等によって構成される実行委員会

または 文化財保存活用地域計画等を策定している市区町村及び民間団体等(保存団体や観光団体等)で構成する協議会 等(以下「実行委員会等」という)

※1地方公共団体につき、1実行委員会等が応募できます。実行委員会等が実施する全ての事業は、所在の地方公共団体が策定する実施計画に盛り込まれる必要があります。

### ④ 実施計画と事業計画 募集案内(詳細版)p12~17

**各地方公共団体は、地域の文化遺産を活用した取組が計画的・効果的に実施されるよう、地域活性化に資する特色ある総合的な取組に関する実施計画を策定します。それをもとに、実行委員会等は事業計画を作成して事業を実施します。**



実施計画期間は最長で5年とし、実行委員会等の作成する事業計画はその期間内としてください。毎年度の事業実施の効果について、地方公共団体は評価指標の把握による評価・検証(PDCAサイクル)を行います。

実施計画期間中は翌年度以降の応募の際も計画が継承されますが、補助事業の採択は年度ごとに行うため、一度採択されても次年度以降の事業の採択、補助金の交付を保証するものではありません。

実施計画期間終了後の1年間は総括評価を行う期間として、当該地方公共団体の域内からの応募はできません。総括評価の結果については、文化庁に提出していただきます。

### ⑤ 補助金の額 募集案内(詳細版)p2

実行委員会等が行う事業に要する経費の一部(補助対象経費の85%が上限)を予算の範囲内で補助します。そのため、少なくとも補助対象経費の15%は自己負担となります。

**なお、応募状況や予算の成立状況等によって補助率を引き下げることがありますので、必ずしも補助対象経費の上限を補助することを保証するものではございません。**

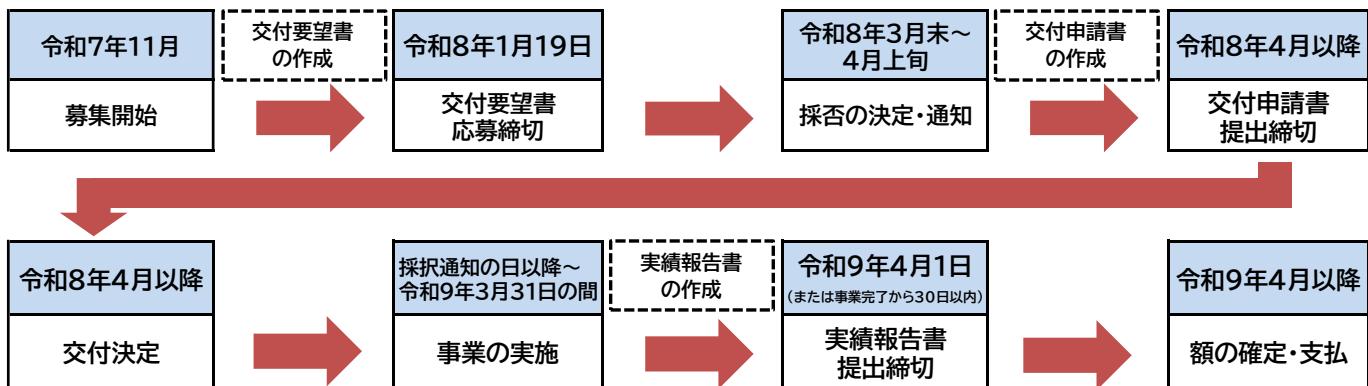
(今後の予算の成立状況等によっては、変更の可能性があります。)

※補助対象経費となる費目に一部上限を設けているものがあります。(募集案内(詳細版)p8~10)

<例>補助対象経費 100万円の場合

| 補助額                       | 自己負担額                 |         |
|---------------------------|-----------------------|---------|
| 85万円(最大)<br>補助対象経費の85%が上限 | 15万円<br>補助対象経費の15%相当額 | 補助対象外経費 |
| 補助対象経費                    |                       |         |

## ⑥ 補助金の流れ 募集案内(詳細版)p18



提出書類は、実行委員会等→都道府県または市区町村担当課→都道府県文化財担当課→事務局 の順にとりまとめます。そのため、実際の締切は記載より早くなります。所在の地方公共団体とご相談ください。

## ⑦ 補助金の支払時期・方法 募集案内(詳細版)p3

補助金は、原則、補助事業完了後の実績報告書をもとに文化庁において審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から実行委員会等に直接支払います。

概算払いを希望する場合は、支払いは第3四半期以降となり、また補助金の一部は保留して精算払いする見込みです。そのため、補助金が支払われるまでは実行委員会等が経費を立て替える必要があります。

**支払口座は本補助事業専用の利子の発生しない決済用普通預金等の口座を利用して下さい。**

## ⑧ 応募に必要な書類 募集案内(詳細版)p12～21・記載例p42～

- ①交付要望書(様式2)
- ②事業計画書(様式2-1)
- ③令和7年度までの事業の効果等(様式2-2)
- ④収支予算書(様式2-3)
- ⑤支出内訳明細書(様式2-4)
- ⑥補助対象事業に係る文化財の概要(様式2-5)
- ⑦実行委員会等の概要(様式2-6)
- ⑧実行委員会等の定款等
- ⑨実行委員会等の構成名簿
- ⑩謝金等支払先一覧表(様式3)
- ⑪見積書
- ⑫仕様書

**実行委員会等**

- ①実施計画(様式1-1、別紙①②)
- ②別紙様式 実施計画の変更理由書(実施計画の内容を変更する団体のみ)
- ③実施報告(様式1-2)
- ④総括評価(様式1-3)  
※令和7年度が総括評価期間の団体のみ
- ⑤交付要望書一式
- :
- :
- ⑯確認用シート

**地方公共団体**

※実行委員会等は、実施計画を策定する地方公共団体が定める提出期限までに、当該地方公共団体に交付要望書等を提出してください。なお、交付要望書等の提出前に地方公共団体の担当者と十分な調整を行ってください。

**※提出方法の詳細は募集案内(詳細版)の「V 応募方法」「VI 応募書類の作成方法」(p18～21)をご覧ください。**

## ◎ 注意事項(経費の執行) 募集案内(詳細版)p8~10・p24~27

- ◆採択通知の日～令和9年3月31日の間で、補助事業者は補助事業の着手及び完了の日を設定する必要があります。その期間以外の契約や支払は補助対象外ですので、契約日や支払日には注意してください。
- ◆募集案内に記載された補助対象とならない経費や、単価上限を超えて支払った額は、実行委員会等の自己負担分でも補助対象経費に含めることができません。(補助対象外経費の取扱いとなります。)
- ◆内部支出は禁止されています。実行委員会等の構成員やその所属団体、あるいは実行委員会等の構成団体とその構成員に対する給与や報償費の支払い、業務の発注は補助対象外です。ただし、旅費は除きます。
- ◆補助事業の適正な執行のため、1回あたりの支払額が35,000円(税込み)以上となる場合は銀行振込みを用いてください。35,000円(税込み)未満の支払いを現金で行う場合でも、具体的な支払日や支払額、支払先等は必ず帳簿等で確認できるようにしてください。
- ◆交付決定後、実績報告をするときに各見積書や領収書、補助事業に係る金融機関の通帳及び帳簿(出納簿)等の写しの提出が必要です。

**※募集案内(詳細版)の「VIII 適正な執行の確保」(p24~27)もあわせてご確認ください。**

## ◎ 地方公共団体向け 募集案内(詳細版)p11~21

- ◆地方公共団体は、本事業により実施される補助事業を手段として、どのように地域を活性化するかを検討し、「実施計画」を策定してください。
- ◆1地方公共団体につき、1実施計画、1実行委員会等とします。
- ◆地方公共団体は補助事業の実施者になることはできませんが、実行委員会等が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導をお願いします。

### <応募書類の提出先及びお問い合わせ先>

地域文化財総合活用推進事業事務局（受託事業者：株式会社KBC）  
〒550-0013 大阪市西区新町1-16-1 大陽日酸新町ビル4F  
TEL: 0570-055-157(10時～17時)  
E-MAIL: kbc-chiikibunka@gp.knt.co.jp

### <事業内容相談のお問合せ先>

文化庁 参事官(生活文化創造担当)付 伝統行事振興担当  
TEL: 075-451-9576(9時30分～18時15分)  
E-MAIL: bunkakanko@mext.go.jp

**応募は各地方公共団体を通して行っていただきますので、そちらにもご相談ください。**

令和7年11月  
文化庁 文化芸術振興費補助金

